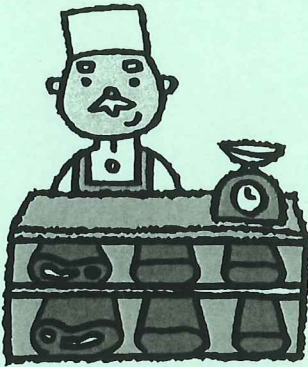


最終確認!

商店街活動と個店における マイナンバー制度の対応

商店街活性化等研修会



1人につき1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するための「マイナンバー制度」が来年から始まります。

この10月からはその番号の配布が始まります。商店街や個店でも無関係の話ではありません。商店街や個店の担当者が、どんな手続きや事務処理が必要なのか、確認する研修会を開催いたします。

日時 平成27年9月8日(火) 15:00~16:00 (14:30より受付)

場所 神奈川中小企業センター13F 第3会議室

(横浜市中区尾上町5-80
※JR関内駅北口から徒歩5分

講師 公認会計士・税理士・行政書士

河野 貴浩氏

参加費 無料
定員30名

※商連かながわ非会員の方は
資料代500円をいただきます

- 内容
- (1) マイナンバー制度の概要と最終確認
 - (2) 商店街にとってのマイナンバー制度について
 - ・法人商店街または任意商店街団体が、やらなければならないこと
 - ・市(区)商連がやらなければならないこと
 - (3) 中小商店にとっての対応について。具体的にやらなければならないこと

このままご記入いただき9月1日(火)までにFAXもしくはEメールでお申込みください。



商店街名
(企業名)

参加者
氏名

Tel:
Fax:

メールアドレス:



申込先・問い合わせ先

公益社団法人 商連かながわ

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター 3F

tel:045-633-5184 fax: 0120-972-694

info@shotengai-kanagawa.com